

福井県妊活休暇取得促進企業奨励事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、妊活休暇取得促進企業奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業主が、年間3日以上の不妊治療のための休暇（有給）を就業規則または労働協約等（以下「就業規則等」という。）に規定し、労働者に休暇を取得させた場合に、奨励金を支給することにより、不妊治療と仕事を両立できる環境づくりを進めることを目的とする。（実施主体）

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、福井県とする。ただし、県が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊活休暇

名称にかかわらず、就業規則等に独自に規定されている、労働者が不妊治療を理由に取得できる休暇をいう。

(2) 労働者

労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(対象事業主)

第5条 この事業の対象となる事業主（以下、「対象事業主」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本社または事業所を有すること。

(2) 雇用保険適用事業所であること。

(3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人でないこと。

(4) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業主もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業主でないこと。

(5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(6) 第6条に定める労働者がいること。

(7) 3日以上の有給の妊活休暇（不妊治療のための特別休暇）制度を就業規則等に規定していること。

（新設）

（対象事業主の責務）

第5条の2 この事業の申請にあたり、対象事業主は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施すること
- (2) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知すること

（対象となる労働者）

第6条 この事業の対象となる労働者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されている労働者であること。
- (2) 対象事業主の県内の事業所に勤務する労働者であること。
- (3) 半日以上の妊活休暇（有給）を取得していること。

（奨励金額）

第7条 この事業の奨励金額は半日の休暇取得で5千円、1日の休暇取得で1万円とし、複数の労働者が取得した場合は合算できるものとする。また、1事業主の支給上限額は10万円とする。なお、奨励金の支給は各年度の予算の範囲内とする。

（支給申請）

第8条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主は、第6条に該当する労働者が妊活休暇を取得した日の翌日から3か月以内、または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、支給申請書（様式第1号）に次の各号に定める必要書類を添えて知事に申請するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- (1) 就業規則等（第5条第1項第9号の要件を満たしていることが確認できるもの）の写し
- (2) 労働者から提出された妊活休暇取得の申出書の写し
- (3) 妊活休暇を取得した労働者の取得実績が確認できる書類（出勤簿またはタイムカードの写し）

- (4) 福井県が別に定める妊活休暇にかかる事業主向けアンケート調査票
- (5) その他知事が必要と認める書類

(支給決定)

第9条 知事は、前条第1項に規定する支給申請書を受理した後、速やかに申請内容の確認を行い、奨励金の支給の可否を決定し、その結果を申請者に支給決定通知書(様式第2号)または不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(奨励金の支給)

第10条 知事は、前条の規定による支給決定を行ったときは、支給決定後30日以内に奨励金を申請者に支払うものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、虚偽の申請その他の不正行為によって奨励金の支給を受けた者に対し、奨励金の全部または一部を返還させるものとする。

(証拠書類等の整備および保管)

第12条 対象事業主は、奨励金の支給を受けた場合は、申請に係る状況を明らかにした帳簿および書類等を整備し、これを申請後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。